令和７年度　大洲市立小中学校の業務改善計画

令和７年４月１日
大洲市教育委員会

【これまでの経緯】

大洲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、令和元年度以降「大洲市立学校における働き方改革検討委員会」を設置し、市立学校における業務改善や教育委員会内における規則等の改正や勤務環境改善の支援について、次のとおり取り組んできました。

＜令和元年度＞

・「大洲市立中学校に係る部活動の方針」を策定する。
・「大洲市立小中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針」を策定する。
・市立小中学校の全教育職員を対象に、ストレスチェックを実施する。

＜令和２年度＞

・「勤務時間の上限方針」を、大洲市公立学校管理規則に規定する。
・学校における働き方改革について、大洲市広報に記事を掲載する。

＜令和３年度＞

・給食費の公会計化により、学校での徴収事務を解消する。
・大洲市公立学校管理規則に、「教諭等の標準的な職務」「事務職員の標準的な職務」「教育職員の業務量の適切な管理」を規定する。
・各小中学校での学校行事等の運営の工夫、学校事務の業務の効率化及び校務分掌の工夫等による教職員個々の業務の均等化を推進する。

＜令和４年度＞

・「部活動地域移行検討班会」を立ち上げ、部活動の地域移行への検討を開始する。
・大洲市ＤＸ推進計画アクションプランとの連携について協議する。
・「大洲市立小中学校の業務改善計画」及び「大洲市立学校教育職員の勤務時間削減のために」について見直し、検討する。

＜令和５年度＞

・地域部活動推進事業検討班会（スポーツ関係）を３回実施する。
・令和５年度実証事業（カヌー、軟式野球）を開始する。
・令和６年度からの夏季休業中の学校閉庁期間の設定について通知を発出する。
・大洲市部活動地域移行推進計画を策定する。

＜令和６年度＞

・地域部活動推進事業検討班会（１回）、地域部活動推進協議会（３回）を開催する。
・令和６年度実証事業（カヌー、軟式野球、サッカー）を実施する。

・小中学校教職員等を対象に部活動の地域移行に関するアンケートを実施する。
・校務支援システムを更新する。
・保護者連絡ツール「ミライムレター」を導入する。

【大洲市立小中学校における時間外勤務時間】

表は、過去３年間の市内教育職員の職務別の時間外勤務時間の平均値です。

これによると、令和６年度は令和５年度に比べ、小中学校とも全教育職員をはじめ多くの職務で時間外勤務時間が減少している状況が見られます。

校務支援システムの更新、学校行事や諸活動の時間短縮、校務の効率化など、様々な工夫を凝らしてきたことがその要因と考えられます。今後も、勤務時間の上限に関する規定に基づいた勤務ができるよう、各小中学校の状況に応じて校内の業務等を見直していくことが必要です。

大洲市教育職員の１か月平均の時間外勤務時間の年度比較（単位：時間）
令和６年度は、令和７年１月末までの集計　　網掛け：**昨年度に比べ増加しているもの**

		全 教育職員	校　長	教　頭	主幹教諭 ・教諭	養護教諭	事務職員	栄養教諭
小学校	Ｒ４	42.9	32.3	63.3	43.0	37.4	41.4	32.1
	Ｒ５	44.9	33.3	66.7	46.9	34.5	39.8	71.5
	Ｒ６	43.9	29.8	60.1	45.6	37.0	39.9	29.8
中学校	Ｒ４	57.9	34.6	63.8	61.9	44.6	43.5	
	Ｒ５	59.3	37.8	66.8	64.7	47.1	41.1	
	Ｒ６	53.8	29.3	63.4	58.6	44.8	32.8	

一方、愛媛大学教職大学院の露口教授の「教職員のウェルビーイングを高める働き方改革」に関する研究では、時間外勤務時間の数値の削減だけを強調することで、慌ただしく業務を行い窮屈な職場になったり、ゆとりや温かさを感じられない職場になったりするとの指摘もあります。今後も、各小中学校で効率的な業務の推進を行うとともに、各学校内における教育職員相互の協力体制作りを通じて、教育職員個々の業務への充実感を感じられる取組の工夫を進めることが大切となってきます。

また、中学校の教諭等は、小学校の教諭等に比べ時間外勤務時間が約10時間程度多くなっていますが、部活動指導の有無がその差となっていると推定されます。

教育委員会では、部活動の地域展開の実施予定に合わせて、部活動の地域展開実施年度末までに、１か月の時間外勤務時間が80時間を超える教職員を「０」にすることを目標にしています。そして、１か月の時間外勤務時間が45時間以下の教職員を増やすことも目標としています。あわせて、「やりがいのある職場づくり」に取り組むこととして、今年度も可能なことから業務改善を進めていきます。

【重点取組事項】

1　「大洲市立学校における働き方改革検討委員会」の継続

大洲市立学校の教育職員の働き方を見直し、効果的な教育活動を行うことができるよう必要な事項を検討することを目的として設置した「大洲市立学校における働き方改革検討委員会」で、継続的に、教育委員会及び各学校の業務改善について検討を進めます。

2　教育職員の意識の改革

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を効果的に展開し、各小中学校の業務改善を支援するとともに、校長会等を通じて、時間外勤務時間の縮減を進めることや各小中学校における教育職員個々の業務の均等化等を促すなど、教育職員の意識改革に向けての取組を継続します。

⑴　勤務時間管理の徹底

・グループウェアを活用して、各学校に負担をかけない方法で勤務時間の把握を継続します。

・部活動の地域展開実施年度末までに、月の時間外勤務時間が80時間を超える教育職員を０にできるよう、また45時間以下の教育職員が増えるよう啓発を進め、教育職員及び保護者や地域の人たちの意識の改革を図ります。

・グループウェアの勤務時間管理機能により、教育職員の勤務時間を把握し、時間外勤務が月45時間または年360時間を超えた教育職員の心身の健康状態を確認するとともに、適切な勤務が行えるよう指導します。

・月の時間外勤務時間が80時間を超えている教育職員に対しては、校長に面接を通じて業務の内容を確認し指導させるとともに、時間外勤務時間を削減するための指導事項等を助言します。

⑵　学校閉庁日の設定

・毎年８月12日～16日のお盆の期間及び12月29日～1月３日の年末年始期間を学校閉庁日とするとともに、夏季休暇や年休の取得を促し、教育職員の休養日を適切に確保します。

⑶　定時退庁日の設定

・部活動休養日は、原則として教育職員の定時退庁日とし、教育職員の心身の健康保持及び自己研さんの機会を確保します。また、週休日又は休日の部活動休養日については、学校に来ない日であることを徹底します。

・各小中学校に定時退庁日を設定させ、時間外勤務時間の縮減の意識の啓発に努めます。

⑷　教職員と専門スタッフの連携促進

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ハートなんでも相談員、学校支援員等の専門スタッフと教育職員が、相互に連携して業務が遂行できるよう努めます。

⑸　学校における働き方改革推進宣言等の実施

・教育委員会、小中学校、保護者、地域住民、関係団体等が連携して、学校における働き方改革の推進について共通認識の下、大洲市全体で取組を推進する機運を一層高めます。

⑹　業務改善の取組に関する情報発信

・教育委員会における業務改善の取組を大洲市広報や大洲市ホームページに掲載するなどして、各種情報発信を通じて、地域や保護者等への理解を深めるとともに、教育職員一人一人の意識を高めます。

⑺　一年単位の変形労働時間制及びフレックスタイム制度の整備

・学校や教職員のニーズを的確に把握し、それぞれの制度の特長を生かした運用を検討します。

３　事務負担の軽減

⑴　大洲市ＤＸ推進計画アクションプランとの連携

・保護者の利便性の向上と学校の負担軽減を目的として、保護者が学校へ提出する書類の手続き等のオンライン化を進めます。

⑵　スクール・サポート・スタッフの活用

・愛媛県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）との協議及び支援を受けて、スクール・サポート・スタッフの配置を継続します。

・スクール・サポート・スタッフを、教諭等が行う教育指導以外の印刷や文書配付等の雑務に係る負担軽減に努め、配置校における時間外勤務時間の縮減につながるよう活用します。

⑶　教育委員会が定めている各種書式の、提出方法等の改善

・教育委員会が定めている学校事務に係る各種様式や提出書類等について、電子媒体での提出や承認等を進めます。

⑷　学校事務の共同実施による学校運営体制の強化

・県教育委員会の指導の下、学校事務の一層の効率化や共同事務の在り方等について検討し、事務職員が36協定を順守できるよう啓発を進めます。

・事務職員が、フレックスタイム等を活用し、校務に効率的に参画できる方策について検討を進めます。

⑸　校務支援システムやタブレットの効果的な活用と改善

・配置している校務支援システムの効果的な活用方法や、様式等の統一、データの効果的な活用ができるよう啓発や研修を進めるとともに、必要に応じたシステムの改善を継続します。

・各小中学校で、デジタル教科書を効果的に活用するための研修の場や情報を提供するなどの支援を進めます。

⑹　各小中学校における印刷や製本の時間の短縮

・会議等のペーパーレス化を推進し、印刷や製本の時間を削減するよう啓発を進めるとともに、ペーパーレス化した会議等の成果や課題を検証します。

４　授業、指導等の負担軽減

⑴　教材、指導方法等の提供、共有化等

・県教育委員会や愛媛県総合教育センター等の指導の下、えひめＩＣＴ学習支援システムを活用するとともに、各教科等の学習指導案や指導資料のほか、関係ＷＥＢページ等に掲載されている基礎力や応用力の強化を図るための学習プリント等を積極的に活用するなど、教師の負担を軽減しつつ、児童生徒の学力向上を図ります。

・小中学校で使用している副読本教材（大洲のくらし、中学生版歴史副読本、五つの足跡等）等をデジタル化するなど、デジタル教材を充実させ、効果的に活用できる工夫を進めます。

⑵　児童生徒用のタブレットの活用

・児童生徒の一層の学力の向上や学習の効率化及び教師の印刷等の負担軽減のために、タブレットを使った授業や家庭学習での効果的な活用方法について実践を進めます。

・各小中学校の状況に応じて、各種通信、家庭への連絡、欠席の連絡や健康観察等、タブレットの効果的な活用を図ります。

⑶　教諭等の標準的な職務等の規定

・大洲市教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職の遂行に関する要綱に基づき、教諭等が教育指導に集中できるよう、担当している業務の見直しを、学校の状況に応じて進めるよう要請するとともに支援します。

⑷　事務職員の標準的な職務等の規定

・大洲市事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱に基づき、事務職員が校務運営に主体的、積極的に参画し、専門性を発揮して職務を遂行できるよう要請するとともに支援します。

⑸　各小中学校で行ってきた行事等の見直し

・各小中学校での行事等について、教育的な必要性の有無及び各種感染症対策の観点から、必要に応じて時間の削減や廃止ができるよう要請を継続します。

⑹　各小中学校でのトラブル等への対応

・いじめの早期発見、対応について明記されている各学校のいじめ防止基本方針の周知徹底を図るほか、学校現場が直面する諸問題（いじめ、不登校、児童生徒間トラブル、保護者対応など）について教育委員会に相談できる体制制づくりについて検討を進め、問題発生の初期段階における解決がより一層進むよう教職員のサポート体制の充実に努めます。

・自殺、いじめ等の防止のために、大洲市から配布しているＧＩＧＡ端末の監視を継続します。

⑺　スクールロイヤーの活用等

・各小中学校での児童生徒の問題行動や生徒指導上の問題等に関し、学校に

よる早期解決を支援するため、愛媛県のスクールロイヤーを活用するとともに、教育委員会内でも学校の問題解決のための支援を行う工夫を進めます。

5　部活動の負担軽減

⑴　「大洲市立中学校に係る部活動の方針」の順守

・「大洲市立中学校に係る部活動の方針」に基づき、各中学校が策定・公表する「学校の部活動に係る活動方針」において、適切な休養日及び活動時間を設定・順守し、短時間で合理的、効果的な部活動を推進し、教師の負担軽減を推進します。

・小学校におけるスポーツ及び文化的活動についても、同方針に基づいた活動を進めます。

⑵　部活動の地域展開

・部活動地域展開検討班会を更に充実させ、情報を収集し、制度の導入ついて研究し、地域展開を進めていきます。

⑶　部活動指導員の配置

・中学校長から要望があった場合は、県教育委員会に依頼し、連携して部活動指導員を配置するよう努め、部活動の指導体制の充実と顧問教師等の負担の軽減を図ります。

・教育委員会として、部活動指導員の確保に努めます。

6　県教育委員会・学校との連携

⑴　先進地域の事例等についての情報提供

・先進的な実践をしている市町の成果や他市町で実施している業務改善の実践例を市内各小中学校に紹介するなどして、各校の実態に応じた業務改善が進むよう、情報の提供や共有を図ります。

⑵　県教育委員会等の調査結果の活用

・県教育委員会や愛媛大学等で行っている調査や研究結果を活用し、時間外勤務時間を短縮するだけでなく、ワークアズライフ、やりがいや充実感の面での業務改善について改善を図ります。

7　保護者・地域との連携

⑴　地域学校協働活動の推進及び大洲市ＰＴＡ連合会を通じた保護者・地域への協力依頼

・教育委員会の計画に基づき、各校のコミュニティ・スクール化を継続します。

・地域学校協働活動における地域コーディネーターを配置し、地域住民の学校教育への協力・支援体制の整備、教育職員の負担軽減及び教育活動の充実に努めます。

・大洲市ＰＴＡ連合会を通じて、保護者や地域への啓発を進めるとともに、学校における業務改善の協力を要請します。
・学校閉庁日、児童生徒の登下校の見守り、勤務時間外の教育職員の対応について、保護者や地域に対して協力を依頼します。

⑵　業務改善の取組に関する情報発信

・大洲市広報等を通じて、「大洲市立学校の働き方改革の推進」について啓発を進めるとともに、各小中学校における業務への支援や協力を要請します。

８　その他の取組事項

⑴　業務改善に関する情報共有及び指導

・大洲市小中学校校長会を通じて、各校の業務改善に係る情報交換及び指導を継続します。

⑵　調査、研修会、会議、研究指定校等の見直し

・各種の調査結果を教育委員会内で共有し、調査数を削減するとともに、回答方法の簡素化等に努め、学校の負担を軽減します。
・年間実施する会議を精査し、必要に応じて整理削減に努めます。

⑶　メンタルヘルスケア対策

・教育職員へのストレスチェックを継続し、メンタルヘルス不調者の早期発見、必要に応じたカウンセラーや医療機関等の紹介など、早期対応に努めます。
・メンタルヘルス調査結果から、市全体の傾向を把握し、課題の解決に努めます。

大洲市立中学校に係る部活動の方針

平成 30 年８月 27 日

平成 31 年４月 22 日改訂

大洲市教育委員会

1　はじめに

平成 30 年３月に、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、同年６月 27 日に「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」が愛媛県及び愛媛県教育委員会から発出された。それを受け、大洲市教育委員会では「大洲市立中学校に係る運動部活動方針」を策定し、文化部についても学校の状況を勘案しつつ準用することとしてきた。

平成 30 年 12 月には、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、平成 31 年３月 28 日に、愛媛県及び愛媛県教育委員会が「愛媛県の文化部活動の在り方に関する方針」を発出した。そこで、大洲市教育委員会では「大洲市立中学校に係る運動部活動の方針」を改訂し、文化部も含めた「大洲市立中学校に係る部活動の方針」（以下「市の方針」という。）を策定するものとする。

2　趣　　旨

市の方針は、市内中学校の部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツや芸術文化等に親しむ環境を構築するという観点で、各部活動が、次の点を重視して各地域や学校、活動内容等に応じた多様な形で実施することを目指す。

◎　生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたっての心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること

◎　生徒が芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動をすることで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな心や創造性の涵養を図ること

◎　バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ること

◎　部活動が生徒の自発的、自主的な参加により行われ、学校教育の一環として合理的かつ効率的、効果的に取り組まれること

◎　学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

3　適切な運営のための体制整備

⑴　部活動の方針の策定等

ア　校長は、市の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

イ　部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）は、別に示す様式等により、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会やコンクール、地域行事等（以下大会等という。）の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会等参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ　校長は、上記アの活動方針及びイの活動計画等を保護者や教職員に周知するとともに、学校のホームページへの掲載等により公表する。

⑵　指導・運営に係る体制の構築

ア　校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ　大洲市教育委員会は、学校の要望のもと、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分掌の実態等を踏まえ、必要に応じて部活動指導員の任用について検討する。

ウ　校長は、部活動顧問の決定に当たり、校務全体の効率的、効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ　校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツや芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正する。

オ　大洲市教育委員会は、愛媛県教育員会と連携して、部活動顧問を対象とするスポーツ及び芸術文化等の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行う。

カ　大洲市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年２月９日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

４　合理的でかつ効率的、効果的な活動の推進のための取組

⑴　適切な指導の実施

ア　校長及び運動部顧問は、運動部活動を実施するに当たり、学校保健安全法等も踏まえ、文部科学省が平成 25 年５月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び県教育委員会が平成 27 年３月に作成した「運動部活動運営ガイド―改訂版―」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）について徹底する。

イ　部活動顧問は、スポーツ医・科学及び生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、次の点に留意しつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこととする。

①　トレーニング効果を得るために休養を適切に取ること

②　過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力や

芸術文化等の能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること

③　生徒の体力の向上や生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うこと

④　生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、活動分野や競技種目の特性等を踏まえた科学的、合理的でかつ効率的、効果的なトレーニングや活動を積極的に導入し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと

⑤　専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと

ウ　校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たり、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。大洲市教育員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

エ　校長は、熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を行う。その際、活動の中止や活動時間の変更等も視野に入れて柔軟に対応を検討する。

⑵　部活動用指導手引の活用

部活動顧問は、中央競技団体や文化芸術関係団体が作成・公開する運動部や文化部における合理的でかつ効率的、効果的な活動のための指導手引（競技レベルや習熟レベルに応じた１日２時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間でのスケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、熱中症事故の防止、安全面の注意事項等から構成、部活動顧問や指導者及び生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）及び、愛媛県教育委員会が刊行している「運動部活動運営ガイド―改訂版―」を活用して、３⑴に基づいて指導する。

⑶　緊急時対応の整備

ア　緊急時（熱中症、けが人、不審者、地震、雷等）における対応の整備と周知

各校で作成している危機管理マニュアルに基づき、各部活動の特性や活動場所に応じた緊急時の対応の具体策を設定し、関係者及び部員等に周知する。

イ　熱中症対応フローの作成

大洲市養護主任会中学校部会が作成した別添資料「市の熱中症対応フロー」（平成30 年 12 月 13 日作成）を基に、各中学校の状況や部活動の活動場所や活動状況に応じた熱中症対応フローを工夫し、教職員や部員及び関係者に周知し共有を図る。

5　適切な休養日等の設定

⑴　部活動における休養日と活動時間の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア　学期中の休養日

学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。

①　原則として、平日は、水曜日を休養日とする。

②　原則として、土曜日、日曜日は、１日以上を休養日とする。

③　やむを得ず上記２項目の休養日がとれない場合は、休養日を他の日に振り替える。

イ　長期休業中の休養日

長期休業時は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

①　原則として、土曜日、日曜日は、休養日とする。

②　生徒に十分な休養を与えるとともに、指導者自身もリフレッシュできる機会を作る。

ウ　１日の活動時間等

１日の活動時間は、授業日では長くとも２時間程度、学校の休業日は３時間程度とし、できるだけ短時間で合理的かつ効率的、効果的な活動を行う。

ただし、休養日に当たる日に、大会等がある場合は、校長の責任において別途休養日を確保し、怪我につながるオーバーワークや心身の疲労の蓄積などにつながらないよう、生徒の体調及び心理面等に十分配慮すること。

⑵　活動時間や休養日等の公表と運用

校長は、３⑴に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、市の方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

⑶　休養日及び活動時間等の設定に際しての工夫

定期試験前後の一定期間、部活動一斉、学校全体、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めること等、各中学校の状況に応じた工夫をする。

6　生徒のニーズを踏まえた環境の整備

⑴　生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア　校長は、生徒の１週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあることや生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、様々な状況にある生徒のスポーツニーズに応えられるよう運動部を設置するよう努める。

イ　校長は、性別や障がいの有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等の好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加し易いような多様なレベルやニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置するよう努める。

ウ　校長は、少子化に伴い、現在中学校に設置されている部活動が生徒の人数不足や教職員の配置状況等のために、活動が困難になる状況が常態化した場合は、各中学校の状況をもとに部活動の精選について検討を進める。

エ　大洲市教育委員会及び校長は、現在所属している運動部活動の継続を希望する生徒がいる場合は、当該生徒のスポーツ活動機会が損なわれることがないよう、可能な範囲で他校との合同での活動ができるよう配慮する。

⑵　地域との連携

ア　大洲市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ　大洲市教育委員会及び校長は、家庭の経済状態にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

ウ　大洲市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

7　学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、生徒の教育上の意義を考慮して、週末等に開催される様々な大会等や地域行事に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう参加する大会等を精査するとともに、参加する大会等の数の上限の目安等を定める。